

## 査証・入国審査等

1. ロシア連邦に入国する際には査証が必要です。査証取得手続きは居住地にあるロシア連邦大使館若しくは総領事館に申請します。また入国後、滞在期間を延長することは原則的に出来ないため、あらかじめ日程を確定して申請し、査証取得の際には申請内容と同一の査証が発給されているか確認することが必要です。なお、観光及び短期の滞在の場合は、通常、入国日が明記された査証が発給されますが、入国日だけが記載された査証の場合は、入国後に出国査証を取得することが必要です。

列車で移動する際、乗り継ぎに列車の切符を取得していなかった等で乗り継ぎがうまくいかない事から、出国の期限までに出国できず、規則違反でトラブルとなることがあります。一般的に予約なしでの切符の購入等は困難で、さらに、急なホテル確保は非常に難しいといえます。必ず予約された切符を取得しておくとともに、時間的に余裕のある計画を立てる必要があります。

万一、荒天等により航空機等が欠航し、査証期限までに出国できなかった場合は、当該空港等に所在する国境警備局から欠航になった旨の証明書を入手し、市内に所在する内務省移民管理局で本人自ら通過査証を取得する必要があります。

手続きに必要な書類は、以下のとおりです。

- ・旅券
- ・査証申請書(内務省移民管理局用紙)
- ・写真 1葉
- ・出国予定の航空券(E チケットでも可)
- ・滞在登録
- ・入出国カード及びその写し

2. 出入国審査は長時間待たされることがあります。審査官は英語をほとんど解さない上、旅券、社用、人物等の審査が慎重に行われます。なお、ウラジオストクでも、航空機の遅延、オーバーブッキング等で空港での乗継がうまくいかないことがあります。ロシアへの入国査証を取得していない旅行者は、その場合、空席がある便を待つ間の1~3泊、無査証者用のホテルで外出も出来ずに待たされることとなります。乗り継ぎに際しては時間的に余裕のある便を選ぶことが肝要です。

3. 入国時には税関で、金額により外貨と荷物(個数と、貴金属や楽器、武器などの有無)の持込について申告する事が必要です(注:外貨持込に当たっての注意事項参照)。申告書には検察官の検印スタンプを必ず受けます。なお、この申告書は出国する時に必要で、また、滞在中に紛失しても再発行されないので、出国するまで大切に保管する必要があります。

出国時には、入国の際と同様の申告書に、入国時の申告額から滞在中に使用した額を差し引いた額(及び他の所持物品)を記入することになります。このため、出国時の税関に対しては、出国のための申告書に、入国時の申告書を添えて係官に提出することになります。

なお、ロシアでは、税関検査は依然厳しく、スーツケースなども開けて調べられることがあります。この申告制度をめぐってのトラブルが頻発しています。申告が必要なのに申告せずに税関を通過しようとして拘束された事件では、拘置所に收容されるなどの厳しい処置を受けたケースもあります。過去、ウラジオストクにおいても、空港で所持金額を申告書に記載せずに税関申告した日本人旅行者が、所持金及び貴重品を没収される事件が発生しております。また、虚偽の申告をして、係官から検査を求められた際に、申告外の外貨や貴金属が発見された場合は、全て没収されるとともに、逮捕され裁判にかけられることもあります。さらに、入国時の申告で、検察官が検印スタンプを押してくれなかったため、出国時に無申告として取り扱われたケースもあります。所持品については、音楽家が入国時に持込を申告しなかった楽器を、出国時に持ち出し禁止とされた事例があります。

トラブルを防ぐために、入国時も出国時も申告は正確に行い、また、入国時の申告の際は、検査官が必要ないと言っても必ず検印スタンプを押してもらうことが重要です。さらに、貴金属の申告については、トラブルを避けるため、身に付けているものについても一つ残らず申告することが必要です。

#### 4. ロシア国内の持出し・持込み制限について(主要なものの例示)

下記に挙げられている品目はあくまで例示であり、多くの国際法(ワシントン条約、ストックホルム条約、関税同盟の関税法等)で詳細に規定されています。トラブルを避けるためにも気にかかる物品がある場合には随時関係当局へお問い合わせ下さい。また、ロシア国内法については頻繁に改正されますので、ご留意下さい。

(1) 持出し、持込みが「禁止」されているもの

持出し・持込み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・テロや暴力行為を正当化する、あるいは呼びかけるチラシ、雑誌等の印刷物やDVD、ビデオ等</li> <li>・選挙及び国民投票法の批判、国家機密、ファシズムなど国の政治的・経済的利益に損害を与える内容を含む印刷物、写真、DVD、ビデオ等</li> <li>・ポルノの雑誌、写真、DVD、ビデオ等</li> <li>・武器・弾薬類</li> <li>・コカイン・覚せい剤等の麻薬及びその原料</li> <li>・医師の処方を超える睡眠薬、精神安定薬等の向精神薬</li> </ul>
持出し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貴金属を含有する鉱物</li> <li>・2万5千米ドル相当額以上の貴金属・宝石類</li> <li>・5キログラムを超える魚及び海産物（キャビアを除く）</li> <li>・250グラムを超えるキャビア</li> <li>・一人当たり5リットルを超えるアルコール類</li> </ul>
持込み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一人当たり3リットルを超えるアルコール類</li> <li>・一人当たり200本以上のたばこ、50本以上の葉巻</li> <li>・総量250グラムを超えるたばこ製品のセット等</li> <li>・オゾン層を害する物質（フロンガス等）</li> <li>・殺虫剤などに含まれるダイオキシンなどの有機物、ヒ素、水銀など人の健康や生態系にとり有害な物質</li> </ul>

(2) 持出し、持込みが「制限」されているもの

持出し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・薬品や香水の原料となる朝鮮ニンジン、ハッカ、サルビア等の植物、種子及び果実</li> <li>・ホップ、アロエ、アヘン等のエキス及び汁液（麦芽、コーヒー・紅茶等のエキスは除く）</li> <li>・野生鳥の卵</li> <li>・生きているエビ、カニ等の甲殻類及びイカ、タコ、サザエ等の軟体動物等、松かさ</li> <li>・海藻等の藻類</li> </ul>
持込み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・無線電子機器</li> <li>・医療用等の高周波を発する装置・器具</li> </ul>

(3) 税関申告が必要なもの

持出し・持込み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総額2千5百米ドル相当額を超える現金（外貨及びロシア連邦通貨の合計）、1万米ドル相当額以上のトラベラーズチェック及び小切手・手形等の有価証券等</li> <li>・2万5千米ドル相当額未満の貴金属・宝石類（宝石と認定された天然の琥珀も含む）</li> <li>・楽器</li> </ul>
持出し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・持込みの際に申告した品目</li> <li>・文化財（下記「4 文化財の持出し」ご参照）</li> </ul>

持 込 み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1個で50キログラムを超える物品</li> <li>・ 1万ユーロを超える又は総量50キログラムを超える物品（航空機利用）</li> <li>・ 1500ユーロを超える又は総量50キログラムを超える物品（航空機以外利用）</li> </ul>
-------------	--

#### （４）文化財の持出しについて

下記の文化財の持出しに際しては、ロシア連邦文化省沿海地方局で輸出許可証を取得するほか、税関申告書の提出が必要となります。

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 50年以上前に作られた硬貨，メダル，絵画，彫刻，勲章，教会の付属品及びアイコン</li> <li>・ 100年以上前に作られた本，切手その他のコレクション品等</li> </ul>
---

\* 文化省の許可を受けていなかったため、出国時に上記該当品の持出しを禁止された後、身柄を拘束され、逮捕された事例もあります。

2011年12月にロシアの刑法が改正され、文化財等の密輸に関しては総額100万ルーブル以下であれば刑事罰には問われなくなりましたが、100万ルーブル以下でも関係当局への申請や税関申告は必要であり、これらの手続きを行わなかった場合は行政罰として罰せられ、品物の没収や罰金の対象となります。

### ～「出入国カード」制度導入のお知らせ～

2003年1月3日より、外国人の合法的及び非合法的滞在の管理のため、「出入国カード」制度が実施されておりますが、本制度の概要は、以下の通りですので、十分ご留意下さい。

1. ロシア国内に7日以上（土日祝日を除く）滞在する外国人（下記2. を除く）には、出入国カードの携帯が義務づけられます。本カードを保有しない場合、不法滞在となり、強制退去を含めた行政処分の対象となります。
2. 現在、マルチ・ビザを有して、ロシア滞在中の外国人は、ロシアより出国しない限り、新たに入出国カードを申請する必要はありませんが、ロシア出入国の度に、出入国カードを記載する必要があります。
3. 航空機、鉄道、バスで入国する場合、出入国カードは機内（車内）で配布されます。
4. 出入国カードは1枚の書類ですが、上下（入国用と出国用）で切り離すようになっており、上部は外国人の入国時に国境警備局において保管され、下部はロシア滞在中にわたり外国人が保管し、出国時に国境警備局に提出します。

5. 出入国カードに記載する項目は以下の通りです。全てロシア語表記となっておりますのでご注意ください。(1)氏名(2)生年月日(3)性別(4)旅券番号(5)国籍(6)滞在目的(7)滞在中の連絡先(8)滞在期間(9)署名

6. 2005年10月より、ロシア語表記のみの出入国カードが導入されています。

#### ～外貨持込に当たっての注意事項～

2005年7月31日より、「外貨規制及び外貨管理に関するロシア連邦法」が改正され、外国人の外貨送金及び外貨持出しについての規制が下記の通り変更になりましたので、ロシアに渡航・滞在する予定の方は、十分ご留意願います。なお、入国の際の外貨持込み申告は正しく行うことが無用のトラブルを避けることとなりますので、引き続き注意が必要です。

#### 1. 規制対象通貨等

- ・ 外貨
- ・ 有価証券(国内外を問わず)
- ・ ロシア連邦通貨
- ・ 旅行小切手

2. 持込み時の規制概要 合計 10,000 米ドル相当額以上の対象通貨等をロシア国内に持ち込む際には、税関申告が必要。(例:外貨 3,000 米ドル相当と旅行小切手 8,000 米ドル相当を持ち込む場合)

3. 持出し時の規制概要(1)ロシア連邦への持込み又は送金を確認する税関申告書その他の書類がある場合、右書類に記載された範囲内で対象通貨等を持ち出すことができる。(2)1回の出国につき、10,000 米ドル相当以下の現金(外貨及びロシア連邦通貨)を持ち出すことができる。この場合は、右現金を持ち込み、送金を受け、又は国内で取得したことを証明する書類等の提出を要しない。

※ 合計額が 10,000 米ドル相当額を超えていなくても、税関申告を行うことはできません。持込み時に超えていなくても、持出しの際に 10,000 米ドル相当額を超えることが予想される場合には、税関申告をしておくほうが良いでしょう。

(3)1回の出国につき、10,000 米ドル相当を超える旅行小切手を持ち出す場合には、

当該持出しに関して税関に申告しなければならない。

(問合せ先)

外務省海外安全相談センター : 電話(代表) (03)3580-3311(内線)2902

外務省海外安全 HP : <http://www.anzen.mofa.go.jp/>